



® 平成 29 年 1 月 6 日 (金)
No. 14357 1部370円 (税込み)

発行所

一般財団法人 経済産業調査会
東京都中央区銀座2-8-9 (木挽館銀座ビル)
郵便番号 104-0061
[電話] 03-3535-3052 [FAX] 03-3567-4671

近畿本部 〒540-0012 大阪市中央区谷町1-7-4
(MF天満橋ビル8階) [電話] 06-6941-8971

経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

特許ニュースは

- 知的財産中心の法律、判決、行政および技術開発、技術予測等の専門情報紙です。

定期購読料 1カ年61,560円 6カ月32,400円
(税込み・配送料実費)

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

目次

☆中国知財2016年十大ニュースと2017年の展望 … (1)

中国知財2016年十大ニュースと2017年の展望

林達劉グループ¹
北京林達劉知識産権研究所
北京魏啓学法律事務所

目次

はじめに

I 2016年知財十大ニュース

II 2017年の展望

はじめに

知的財産権制度が中国において設立されたのは1980年代になってからであったが、その後、年々急速な勢いで発展し続けており、世界的に広範な注目を集めている。

2016年に、中国の知的財産権業界では、注目に値する多くの出来事があった。立法面では、いくつかの法律・法規の意見募集稿や送審稿が相次いで公表され、うち1993年に制定されてから初めての改正案が発表された『不正競争防止法』、新たなイノベーションの保護情勢に応じて、改正され



SINCE 1891

特許業務法人 浅村特許事務所

〒140-0002 東京都品川区東品川2丁目2番24号 天王洲セントラルタワー

電話: 03-5715-8651(代) FAX: 03-5460-6310・6320 asamura@asamura.jp www.asamura.jp

所長 弁理士 金後 井藤 建男
弁理士 山本 康明
弁理士 水口 義幹
弁理士 亀岡 幹晶
弁理士 岩井 慎尋
弁理士 松上 亮祐
弁理士 原中 祐太
弁理士 田中 啓一

会長 弁理士 浅畑 村中 皓之
弁理士 畑白 中江 之則
弁理士 大浅 塚野 貴郎
弁理士 橋本 裕一
弁理士 田統 博
弁理士 中渡 理和
弁理士 大日方 幸

副所長 弁理士 浅池 村田 昌弘
弁理士 望月 幸次
弁理士 下村 良彦
弁理士 弓削 克彦
弁理士 北川 亮也
弁理士 龜坂 育夏
弁理士 伊藤 由光
弁理士 岡野 光

相談役 弁理士 浅平 村上 肇子
弁理士 井森 洋一
弁理士 金新 久守
弁理士 新高 伸卓
弁理士 高橋 裕
弁理士 篠水 田
弁理士 福林 野
弁理士 林 井
弁理士 和 研

浅村法律事務所

所長 弁理士 浅村 昌弘

電話: 03-5715-8640(代) FAX: 03-3540-1997 E-mail: law@asamura.jp

弁理士 後藤 晴男

弁理士 松川 直樹

弁理士 和田 研史

た『特許審査指南』などがあり、それに伴い、『最高裁判所による特許権侵害をめぐる紛争事件の審理における法律適用の若干問題に関する解釈(二)』が正式に公布され、特許訴訟における「期間が長い、立証が難しい、賠償が低い」などの際立った問題を解決するため、司法解釈の形式で、特許権侵害実務における重点や困難な問題をより一層明確にした。

また、知的財産権紛争事件の件数も前年を上回り、そのうち、社会において広範な注目を集めた事件も多くあった。例えば、「中国好声音」著作権・商標権侵害紛争事件、「非誠勿擾」商標権侵害紛争事件及び、米国クアルコム社と魅族公司、ファーウェイとサムスングループ、搜狗公司と百度公司等それぞれにおける特許権紛争事件などがあった。知的財産権紛争事件の件数が増加し、賠償金額も上昇したことで、知的財産権の重要性が一層明確にされ、新たなイノベーション情勢における知的財産権の保護は、全世界の全ての経営者にとっても、避けて通ることができない課題となっている。

さらに、行政機関と刑事機関が、知的財産権違法行為の取締まりに、今まで以上に大きな力を注いだ。海賊版の摘発、税関における差押え及び知的財産権刑事犯罪に対する摘発など通常の行動以外に、国家発展改革委員会、国家工商行政総局などの機関は、独占禁止、市場支配的地位の濫用行為に対する規制などにおいて、依然として強い態度で臨んでおり、一部の独占行為や市場支配的地位の濫用行為が厳しく処罰された。

筆者は2016年の重大ニュースの中から、比較的大きな影響力のあったと思われる10件を選択し、以下にそれぞれを紹介するものとする。これらの出来事を振り返ると共に、来るべき2017年の知的財産業界の進むべき方向についても展望する。

I 2016年知財十大ニュース

1. 『不正競争防止法(改正案送審稿)』 国務院常務会議で可決される²

国務院法律制定事務局は2016年2月25日、『中華人民共和国不正競争防止法(改正案送審稿)』を公表し、社会各界から広く意見募集を開始した。

今回の改正案において、商業標識、市場において誤認、混同を引き起こす行為、相対的に優位な地位、商業賄賂、営業秘密、懸賞付き販売などの法律用語と概念を定義することで、工商局や市場

監督管理局の関連部門の法執行の実行可能性を強化し、現在新しい分野に起こっている違法行為を規制することで、公平競争の市場秩序をより一層保護できるようにした。さらに、『独占禁止法』との協調と連携を実現し、経営者の定義を整備し、その他の不正競争行為の条項を追加し、不正競争防止法の調整範囲を拡大させた。インターネットなどの分野での新たな不正競争行為に対して、その性質によって、個別に法的規制を行うようになった。

そして、不正競争防止法の改正案は2016年11月、国務院常務会議で可決され、全国人民大会常務委員会の審議に提出されることが決定した。

ポイント：現行の不正競争防止法が1993年に施行されてから、20年間以上の発展を経て、現在、中国経済の市場化の程度が大幅に向上し、経済総量、市場規模、市場競争の程度や状況について、極めて広範で際立った変化が起きている。現行の不正競争防止法は、市場経済保護の基本法律の1つとして、実際に生じているさまざまな新たな情勢に適応するように、適時に調整することが必要である。

不正競争防止法は制定されてから、これまで1回も調整されておらず、日進月歩の知的財産分野の変化にすでに適応できなくなっていたので、今回20数年ぶりの改正は、社会より広範な注目を集めている。公表された意見募集稿の内容から見ると、商業標識の概念、市場において誤認、混同を引き起こす行為の定義などは、権利者の合法的な権益の保障に大いに役に立ち、実務におけるさまざまな不正競争の状況を商業標識の権利侵害の範囲に統一することができ、当該条項の改正は、不正競争防止法の運用性を大きく向上させるものと思われる。また、今回の改正案において、初めて相対的に優位な地位の概念に言及されたが、実務において如何に認定するかについては、実際に判例によって明確する必要がある。しかし、今回の意見募集稿において、例えば、明確に列挙されていない不正競争行為について、工商行政管理部門によって認定すると規定しているが、実践では一般的に不正競争行為の認定は通常裁判所によって行われているなど、その内容について、いろいろ問題提起がされた。

国務院で可決され、全国人民大会常務委員会での審議に提出される改正送審稿は、まだ公表されていないので、その具体的な内容が明らかになっ